

29 公財高評第 155 号

平成 29 年 12 月 15 日

SBI 大学院大学

理事長 北尾 吉孝 様

学 長 北尾 吉孝 様

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大学評価判定委員会

委員長 佐藤 東洋士



改善報告等に対する審査の結果について（通知）

謹啓 初冬の候、貴学におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当機構「大学評価判定委員会」は、「大学機関別認証評価に関する規程」にのっとり、平成 29(2017)年 7 月に貴学から提出された改善報告書について審査し、その結果を別紙のとおり取りまとめましたので、通知いたします。

謹白

問い合わせ先：

公益財団法人 日本高等教育評価機構

評価事業部 陸 鐘旻(ロー ツォミン)

〒102-0073 東京都千代田区九段北 4-2-11

第二星光ビル 2 階

TEL. 03-5211-5181 / FAX. 03-5211-5132

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 1－2 について

①改善を要する点の内容

教育研究上の目的が学則に定められていないので、改善が必要である。

②審議結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③留意事項

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 2－1 について

①改善を要する点の内容

収容定員充足率が 0.7 倍を下回っているため、マーケティング計画の策定・実行等により入学志望者の増加を図っているものの、今後一層の工夫と改善を要する。

②審議結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③留意事項

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 3－1 について

①改善を要する点の内容

教育情報について、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に指定している「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」がホームページ上に公開されていないので改善を要する。

②審議結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③留意事項

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 3－3 について

①改善を要する点の内容

研究科委員会が、教学に関する重要事項として学則に定める学生の入学に関することについて審議していない点は、改善を要する。

②審議結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③留意事項

第 115 回研究科委員会議事録の確認事項 4 には、「資料…に基づき、今期入学者の承認可決。」と記録されているが、SBI 大学院大学学則第 13 条第 3 項の「研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。」に基づき、正確に記述するよう留意されたい。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

SBI 大学院大学

基準項目 3－6 について

①改善を要する点の内容

大学の財政基盤の確立を目指して、入学定員確保に向けた計画的な中期計画を着実に実行するよう改善を要する。

②審議結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③留意事項

特になし。